

広島県知事選挙

11月14日(日) 投・開票 (10月28日(木)告示)

【期日前投票 10月29日(金)▶11月13日(土)】

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

市内で投票できる方

平成15年11月15日までに生まれた方で次の要件を満たす方
10月27日現在、大竹市の選挙人名簿に登録されている方

○県内の他の市町から大竹市に住所を移した場合 大竹市の選挙人名簿に登録されるまでは、住所を移す前の市町での投票となります。

○県内の他の市町へ住所を移した場合 住所を移した市町の選挙人名簿に登録されるまでは、大竹市に住んでいた住所地の投票所での投票となります。

どちらの場合も、投票所で引き続き県内に住所を有する確認を受けるか、いずれかの市町の住民課などで発行される「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または、「住民票の写し」が必要となります。大竹市では市民税務課(☎592143)で発行します。
※県外に住所を移した場合、投票はできません

市内で投票できない方

7月28日以降に県内の他の市町から大竹市に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていますので、前住所での投票となります。



投票所・投票時間

投票時間は、7時から20時までですが、一部の投票所では投票時間が異なります。別表『投票所・投票時間』をご覧ください。

投票所と投票時間は、投票所入場券(はがき)にも記載してあります。必ず確認してください。

投票所入場券(はがき)

指定された投票所以外では投票ができません。投票所入場券(はがき)で、投票時間や場所をお知らせします。

投票所入場券(はがき)は10月28日ごろまでに郵送しています。投票のときは、この投票所入場券(はがき)を忘れずにお持ちください。

なお、市内転居などの住所整理は10月6日現在で行っています。10月7日以降に市内転居をした方には、旧住所宛てに郵送しますので、旧住所の投票所で投票してください。
※投票所入場券(はがき)を紛失などした場合でも、投票できます。(投票所で係員に申し出てください)
投票の方法
選挙人名簿との照合を受けると、投票用紙が交付されます。掲示してある候補者の中から1人の氏名を選んで書きましよう。後は、投票箱に投函するだけです。

代理投票・点字投票

心身の故障などで、投票用紙に候補者名を書けない場合は、投票所で係員に申し出てください。あなたに代わって、あなたの支持する候補者名を書きます。投票の秘密は固く守られます。
視覚の障害のため点字で投票をしたいという場合は、係員に申し出て、点字用の記載がある投票用紙を受け取ってください。簡易の点字器を用意しています。

投票日に用事がある方は…

期日前投票
投票日に、仕事や買い物などで投票に行けないときは、期日前投票を

投票所・投票時間

投票区	投票所	投票時間
1	前飯谷公民館(前飯谷)	7～18時
2	防鹿集会所(防鹿)	7～19時
3	木野集会所(木野1)	7～19時
4	コミュニティサロン元町(元町2)	7～20時
5	本町保育所(本町1)	7～20時
6	大竹会館1階会議室(本町1)	7～20時
7	栄公民館(西栄3)	7～20時
8	総合市民会館体育館卓球室(立戸1)	7～20時
9	市役所1階休憩室(小方1)	7～20時
10	黒川会館(黒川1)	7～20時
11	阿多田漁村センター(阿多田)	7～18時
12	なかはま保育所(玖波4)	7～20時
13	コミュニティサロン玖波(玖波1)	7～20時
14	松ヶ原集会所(松ヶ原町)	7～19時
15	谷尻公民館(栗谷町奥谷尻)	8～16時
16	広原公民館(栗谷町広原)	7～16時
17	栗谷小学校ランチルーム(栗谷町小栗林)	7～19時
18	谷和集会所(栗谷町谷和)	8～16時

期日前投票所

投票所	開設日	開設時間	備考
市役所	10月29日(金)～11月13日(土)	8時30分～20時	
玖波公民館	11月11日(木)	10時～18時	
農林振興センター	11月12日(金)	10時～18時	第15～18投票区の方のみ
大竹会館	11月13日(土)	10時～18時	

障害などの区分

区分	障害の部位	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
戦傷病者手帳	免疫、肝臓	1級～3級
	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
	介護保険被保険者証(要介護状態区分)	要介護5
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症～第2項症

郵便等投票証明書をお持ちの方で、下記の要件に該当する方は、併せて代理投票の申請もできます。

利用しましょう。
期日前投票所で、投票当日に行けない理由を申し立てた宣誓書を提出してください。それ以外は、当日の投票と同じです。
投票所入場券(はがき)裏面の宣誓書欄に事前に記入しておく、期日前投票がスムーズに行えます。
また、市役所以外でも期日前投票所を開設します。
各投票所の開設日などは、別表『期日前投票所』のとおりです。
※選挙人名簿に登録されている方で、投票のときに18歳未満の方は不在者投票となります。

入院先や滞在先で投票を…

不在者投票
指定の病院や老人ホームなどに入院などしている方は、その施設で投票することができます。不在者投票ができるかどうか施設に確認して、投票用紙を請求してください。

また、他の市町村に出かけていて、投票当日も大竹市にいないという方は、滞在先の選挙管理委員会投票することができます。当日不在であることを申し立てた宣誓書を、本人が大竹市選挙管理委員会に直接、または郵便で提出してください。指定の場所に、投票用紙を書留で郵送します。郵送された書類を持って滞在先の選挙管理委員会に行き、投票し

てください。ただし、滞在先の選挙管理委員会の勤務日以外の日や勤務時間外は投票できません。
※大竹市外での投票は、郵便を利用するため時間がかかります。早めに問い合わせてください。

重い障害のある方は…

郵便による投票
郵便等投票証明書をお持ちの方は郵便による投票ができます。
別表『障害などの区分』の要件に該当する場合は、証明書の交付を申請できます。
※郵便による投票の場合、投票用紙の請求は、11月10日(水)17時までです。証明書の交付を受けてから請求してください。

新型コロナウイルスに感染された方

新型コロナウイルスに感染し、選挙期間中に外出自粛要請または隔離・停留の措置を受けている方は郵便による投票ができます。詳細は市ホームページをご確認ください。

即日開票

開票は、11月14日(日)21時から小方学園講堂で行います。
開票速報は開票所へ掲示するほか、市ホームページでもご覧になります。

市選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるように、投票所内での感染防止に取り組んで選挙を実施します。

また、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用もお願いいたします。

投票所・期日前投票所の感染症対策

- ・投票所の入り口・出口に、アルコール消毒液を設置します。
- ・投票所内で使用する筆記用具は、使い捨てのものを配置します。なお、ご自身が持参した鉛筆またはシャープペンシル（インク式のものを除く）を使用することもできます。
- ・周りの方との間隔を空けるため、床面には待機場所を表示し、投票用紙記載台に使用できない区画を設けます。
- ・投票所係員の席にはビニールカーテンなどを設置します。
- ・投票所係員はマスクを着用し、手指の洗浄またはアルコール消毒を行います。
- ・1時間に1回程度、会場の換気を行います。
- ・投票所内の備品（記載台など）は定期的にアルコール消毒を行います。
- ・投票所内に注意喚起の掲示を行います。

水道事業・公共下水道事業 工業用水道事業 令和2年度 決算

黒字決算も人口減少などの影響で厳しさを増す

問い合わせ 上下水道局業務課 ☎59-2193

令和2年度の収益的収支では、水道事業会計で約3300万円の黒字、公共下水道事業会計で約5300万円の黒字となりました。しかしながら、2事業会計とも人口の減少などの影響により、収入は減少傾向にあり、年々経営状況の厳しさは増しています。

工業用水道事業会計の収益的収支

投票所での 新型コロナウイルス感染症対策

—安心して投票できるよう取り組みます—

問い合わせ
選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

投票に来られる方にお願ひする
感染症対策

- ・投票所では、次の点にご協力をお願いいたします。
- ・マスクの着用またはせきエチケット



トの徹底。

- ・投票所のアルコール消毒液で手指の消毒。
- ・投票所内が混雑したときは、入場整理を行う場合があります。長時間お待ちいただく場合があります。
- ・周りの人との会話は控えてください。
- ・帰宅後の、うがい、手洗いなど。

期日前投票所へは
混雑しないときに

下記のグラフは、令和3年4月に執行された参議院広島県選出議員再選挙での期日前投票所の日別、時間帯別、投票者数を表したものです。

期日前投票を利用される際は、比較的混雑しない日程・時間帯での投票にご協力ください。

市役所期日前投票所へは
南側駐車場のご利用を

市役所で行う期日前投票所は市役所1階に設置します。

車で来場する際は、南側玄関前（旧小方中学校側）の駐車場をご利用ください。



では、約1億500万円の黒字となり、累積欠損金は8050万7736円となりました。

水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業会計の令和2年度決算を市ホームページで公開しています。

また、決算書は市立図書館や情報公開コーナー（市役所2階）でもご覧になれます。

損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

収 入	水 道 事 業	公共下水道事業	工業用水道事業
料 金 収 入	424,876,433	453,709,713	470,282,809
そ の 他 営 業 収 益	21,880,245	234,404,223	126,000
営 業 外 収 益	80,850,436	274,030,321	38,769,721
収 益 合 計	529,270,014	962,673,257	509,530,530
費 用	水 道 事 業	公共下水道事業	工業用水道事業
人 物 費	39,370,152	28,046,688	14,106,108
動 力 費	183,899,266	382,664,656	116,082,655
受 払 水 費	3,535,702	163,201	364,362
支 払 利 息	101,129,938	0	0
支 減 価 却 費	12,133,727	37,165,810	40,627,211
そ の 他 費 用	156,093,970	444,988,338	232,871,230
費 用 合 計	129,924	16,539,803	19
純 利 益	496,292,679	909,568,496	404,051,585
純 利 益	32,977,335	53,104,761	105,478,945

※消費税・地方消費税抜き



決算の概要
市ホームページ（ホーム「組織から探す」↓下水道「上下水道局」↓業務案内「お知らせ」）



決算審査意見書
市ホームページ（ホーム「組織から探す」↓監査事務局「監査事務局」↓業務案内「監査」↓監査の結果等）

土地・建物の利用状況を確認 固定資産税の 現況調査にご協力ください

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2129

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価し、課税します。

実施時期 11月中旬～12月

調査目的

現況調査は、市街化区域を中心に、市内の土地と建物が現在どのように利用されているか現地で確認し、適正に課税するために毎年行うものです。

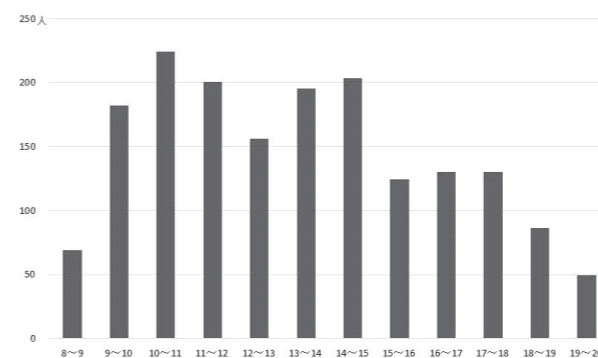
課税の見直し

前年と比べて利用状況に変化があれば、課税を見直します。

見直し例

- 家を取り壊したり、畑を駐車場にしたりした場合など
- 土地の面積や形状を変更（法務局に登記など）した場合

令和3年度参議院広島県選出議員再選挙 期日前投票の状況(市役所) (時間帯別)



令和3年度参議院広島県選出議員再選挙 期日前投票の状況(市役所) (日別)

